

千葉市健康づくり優良事業所賞表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市健康づくり推進事業所認証事業実施要綱（令和7年4月1日施行、以下「認証事業実施要綱」という。）第17条に基づき実施する千葉市健康づくり優良事業所賞について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 この表彰の対象となる千葉市健康づくり推進事業所（以下「事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）認証事業実施要綱第6条第3項第3号に定める「スカーレットクラス」の認証を現に受けている事業所

（2）上記（1）を満たし、認証更新期間に審査した結果、再度「スカーレットクラス」として認証された事業所

2 前項の表彰を受けた事業所は、新規・更新の認証にかかわらず、再度表彰の対象外とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が表彰することを不適当と認める場合は対象としない。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、第2条第1項第2号の事業所の認証開始日の属する年度に行うものとする。ただし、被表彰事業所として該当する事業所がない場合は、これを行わないものとする。

(表彰の取り消し)

第4条 被表彰事業所が著しく不当な行為を行い、市長が被表彰事業所として適当でないと認めるときは表彰を中止し、又はすでに行なった表彰を取り消すことができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 千葉市健康づくり推進事業所認証実施要領（令和2年4月1日施行）において令和5年度表彰式の属する月の前月から令和6年9月30日までに更新申請により認証された事業所においては、令和6年度の表彰の対象とする。表彰の方法及び時期については、第3条及び第4条を準用する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。